事務所通信(平成３０年４月)

技能実習生について、租税条約・協定による免税規定とは？

（１）中国の場合

日中租税協定があり、中国人実習生に支払う技能実習に伴う賃金については免税となる。留意する点としては、この免税の適用を受けるためには、支払者（すなわち実習実施機関）の所轄税務署に対して、租税条約に関する届出書をあらかじめ提出しておく必要があるということである。

なお、研修生という名目であっても、実質的に訓練や研修の実態がなく、通常の就労と変わらないような状況であると認められる場合には、日中租税協定の適用はなく源泉徴収が必要になると考えられるので注意しなければならない。（フィリピン・タイ・インドネシアも同じ）

（２）ベトナムの場合

「日本以外から支払われた生計、教育又は訓練のために受けとる給付」については免税とされているが、日本における勤務の対価は該当しないので、原則として源泉徴収が必要となる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　志水会計